

令和7年石狩市教育委員会会議（1月定例会）会議録

令和7年1月28日（火）

開会 13時30分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木隆哉	○		
委員 松尾拓也	○		教育長職務代理
委員 根本壽夫	○		
委員 坪田清美	○		
委員 鈴木里美	○		

○会議出席者

役職名	氏名
学校教育部長	中西章司
社会教育部長	伊藤学志
学校教育部次長（学習指導担当）	澤口敏之
総務企画課長	笠井剛
学校教育課長	森本栄樹
教育支援課長	山本健太
学校給食センター長	高石康弘
社会教育課長	斉藤晶
文化財課長	小島工
市民図書館副館長	岩城千恵
市民図書館主査	工藤一也
総務企画課総務企画担当主査	市川樹一朗
総務企画課総務企画担当主任	賀野晃

○傍聴者0人

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案審議

議案第1号 令和7年度一般会計予算について【非公開】

議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

①令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について

②石狩市教育プラン（原案）のパブリックコメントの実施結果について

③次期石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施結果について

④第5期石狩市こどもの読書活動推進計画（原案）のパブリックコメントの実施結果について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催日程

開会宣告

（佐々木教育長）

ただいまから、令和7年教育委員会会議1月の定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（佐々木教育長）

日程第1 会議録署名委員の指名ですが、これは松尾委員にお願いをします。

日程第2 議案審議

(佐々木教育長)

日程第2 議案審議を議題といたします。

議案第1号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長)

議案第1号につきましては、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第4号「法第29条の規定に基づく市長への意見の申出に関する事」に該当しますので、非公開案件としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(佐々木教育長)

議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、事務局より提案説明をお願いします。

(森本課長)

私から、議案第2号 石狩市立学校管理規則の一部改正について、ご説明させていただきます。資料1から2ページをご覧ください。

規則の改正のポイントは2点ございまして、1点目は、第6条の7に、養護教諭と栄養教諭の職務の明確化を図るため、これらの職の標準的な職務内容や職務の遂行に関する必要な事項を、教育長が定めることとするため、条文を追加するものです。これは令和5年7月、文部科学省において養護教諭と栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るため、関係規程を整備するよう通知がされたものであり、石狩管内での検討を行った上、この度学校管理規則を改正し、審議事項ではありませんが、参考資料で添付しました「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱」を定めることとしております。

2点目は、第43条第4項の改正であり、これまで教職員の出張時、校長の出張は復命が不要でありましたが、北海道立学校職員の取扱いが改正されたことに沿って、本市においても、校長の出張も復命を行うよう改正を行うものであり

ます。

以上2点になります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

(佐々木教育長)

ただいま、提案説明のありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(松尾委員)

養護教諭及び栄養教諭の職務内容を明確にするというところは、わかりました。旅行を終えた時の復命に関してですが、旅行というのは出張のことを指すという理解でよろしいですか。

(森本課長)

旅行は出張を指しております。

(松尾委員)

わかりました。ありがとうございます。

これまでは、速やかに校長に復命しなければならないとなっていましたが、今回は誰に復命するかが明確ではありません。復命書様式を見ると、「旅行命令権者に対して復命を行う」と記してありますが、旅行命令権者とはどなたですか。

(森本課長)

出張を命令するものですので、教職員であれば校長が命令し、校長の場合は校長自ら復命することとなります。

(松尾委員)

そうですね。これまで「校長に復命する」と記していたものを削除した意味は何かあるのかと思い、伺いました。残した方がわかりやすく良かったと思いますが、もしくは、旅行命令権者が校長ではない場合もあるのであれば、誰に復命するかがわかりません。

(森本課長)

道立学校の教職員の規程に基づき、同様に整備しましたが、分かりづらいというものでしたら、修正も検討します。

(松尾委員)

北海道の規程で削除した経緯、背景が何かあれば、そちらも含めて伺います。

(佐々木教育長)

校長以外が旅行命令権者になる場合はありますか。

(森本課長)

通常であれば校長です。学校管理規則上、職員の国内の出張命令は校長が行い、校長が三日以上出張する際は、事前に教育長へ届出し、職員が国外へ出張する際は、教育長の承認を得た上で校長が命令することとなります。

(松尾委員)

最終的な命令権者は校長になりますよね。それであれば、校長と記載があってもいいと思います。削除した意味があれば道教委へ確認していただきたいと思っています。

(佐々木教育長)

では、それについて確認し、来月の教育委員会会議の際に、ご報告させていただくということよろしいですか。

(松尾委員)

もう一点よろしいですか。5から6ページに別表第1、別表第2とありますが、これは今回の規則に係る表ですか。

(森本課長)

要綱に係るものです。要綱の3から6ページは学校管理規則の改正を受けて教育長が定めることとなりますので、あくまで参考資料として提示させていただきました。

(松尾委員)

2行目の「養護教諭の標準職務例」ですが、正式な取り決めとして「職務」と言い切るものではないでしょうか。

(佐々木教育長)

文科省から示されているものが「職務例」となります。内容をしっかり決めるものではないので、あくまで例となります。

(松尾委員)

私のイメージでは、文科省がそれぞれの教育委員会で考えてくださいと例を出し、それを受けて我々が具体的なものを作ると思っておりました。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

【意見・質問なし】

(佐々木教育長)

本件につきましては、確認事項がございますので、石狩市教育委員会会議規則第4条第2項「議事日程に定めた日に、その記載事件について会議を開くことができなかつたとき又は会議が終結しなかつたときは、教育長は改めてその日程を定めなければならない」に基づき、本日議決せず、令和7年2月5日開催の令和7年教育委員会会議2月定例会にて継続審議をさせていただきます。

以上で、日程第2 議案審議を終了します。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長)

次に、日程第3 教育長報告を議題とします。

1月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思っております。ご質問等ございませんか。

(松尾委員)

1月17日にホテル札幌アスペンで「六稜会」「北師同窓会」とそれぞれ新年会がありました。どのような会か教えてください。

(佐々木教育長)

「六稜会」は教育大学旭川校の卒業生、「北師同窓会」は札幌校の卒業生の市内在勤の方が会を作られ、その新年会に呼んでいただきました。

普段は管理職の方とお話する機会がありますが、若い先生も出席されているので、普段聞けないようなお話も聞けて、なかなか刺激的な時間でした。

(佐々木教育長)

他にございませつか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、教育長報告について、了承ということによりしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、教育長報告については了承いただきました。以上で日程第3 教育長報告を終了いたします。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長)

次に、日程第4 報告事項を議題とします。報告事項①令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について、事務局から説明をお願いします。

(澤口次長)

報告事項①について、私からご説明いたします。

はじめに、別冊資料・報告事項①関係の5ページ目、「4. 調査事項」をご覧ください。

令和7年度の教科に関する調査は、小学校が国語、算数、理科の3教科、中学校が国語、数学、理科の3教科を実施します。調査実施日は4月17日ですが、一人一台端末を使ったオンライン方式であるCBTという方法で行う中学校理科については、4月14日から17日までの間に分散して実施されます。また、児童質問調査は4月18日から30日の期間、生徒質問調査は中学校理科の調査実施日と同一の日、学校質問調査は4月1日から17日の期間に実施することとなっています。

次に、2ページ目の文科省通知をご覧ください。今年度からの主な変更点としては、中学校理科に関する調査を一人一台端末で行うCBTで実施すること、中学校理科に関する調査結果の示し方としてIRTに基づいて算出されたIRTスコアを利用すること、CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施

とする場合に、学校外での実施が可能となることなどが挙げられます。

IRT とは、「項目反応理論」というもので、児童生徒の正答・誤答が、問題の難易度や測定精度などによるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論です。特徴としては、異なる問題からなるテストの結果を互いに比較できることや、異なる集団で得られたテストの結果を互いに比較できること、問題は別の回や次年度以降も使用することから、原則として非公開とする必要があることなどが挙げられます。CBT や IRT を活用することにより、一度の調査で幅広い領域・内容等での出題が可能になり、得られるデータの幅が広がること、異なる日時に調査を実施しても同じ条件での実施とみなすことが可能となり、ネットワークのトラブルを回避できること、同一の問題を次年度以降も出題することが可能となり、年度をまたいで児童生徒の学力を比較できることなどのメリットがあります。

最後に、調査結果についてです。10 ページ目の「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者、地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であるものの、調査により測定できる学力は特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果影響などに配慮することが重要であるとされています。なお、中学校理科で CBT と IRT を導入することを踏まえ、結果の示し方と公表については、専門会議において検討の上、追って詳細が知らされることとなっています。

私からは以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

(佐々木教育長)

結果の示し方は後ほどということですが、これまでと結果の示され方が、特に理科について変わってくる可能性はありますか。

(澤口次長)

考えられることとして、問題そのものが、公表できるものと非公表となるものに分かれるため、今まで通りにはならないと思います。IRT という理論を使った結果が IRT スコアと言われますが、伝え方についても今後検討となりますので、従来とは少し内容や方法が変わってくるものと想定しております。

(佐々木教育長)

これまで道教委が全道一律のパターンで公開していましたが、今後は市町村ごととなるため、我々としても色々と工夫が必要な場面が出てくるかもしれないということですね。

(澤口次長)

調査研究をした上で、公表へ繋げる必要があると思います。

(佐々木教育長)

わかりました。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

次に、報告事項②石狩市教育プラン（原案）のパブリックコメントの実施結果について、事務局から説明をお願いします。

(笠井課長)

私より、「石狩市教育プラン（原案）のパブリックコメントの実施結果について」ご説明申し上げます。

配付しております別冊資料『「石狩市教育プランの策定について」に寄せられた意見と検討結果について』をご覧ください。

説明に入る前に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正がございます。

資料7ページ、No.33の検討内容の文中、「必要な改修を検討を改修してまいります」とありますが、正しくは「必要な改修を検討してまいります」となり、次に、資料12ページのNo.28、No.31、資料13ページ、No.33の検討内容につきまし

て、スクールソーシャルワーカーにかかる同じ表現があるのですが、それぞれ、「解決方法を一緒に考えていくスクールソーシャルワーカー」となっておりますが、資料 12 ページ一番上、No.27 に記載のとおり、「一緒に考えてくれるスクールソーシャルワーカー」という表現に統一させていただきます。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、資料の 1 ページに戻っていただきまして、昨年 11 月の定例会において、本教育プラン原案の説明をさせていただいた後、12 月 16 日から本年 1 月 17 日までの約 1 カ月間、パブリックコメントを実施し、1 団体および 2 個人の合計 3 名の方から、33 件のご意見をいただきました。

なお、本日お示ししております、意見に対する検討結果及び検討内容につきましては、本日時点での案となり、2 月 4 日に教育長決裁にて最終決定し、2 月 5 日開催の建設文教常任委員会に報告というスケジュールとなっておりますので、教育委員の皆様におかれましては、回答内容にご意見などがございましたら、メールにて事務局宛ご連絡いただければと思います。それでは、いただいた意見と検討内容につきまして、主査の市川よりご説明させていただきます。

(市川主査)

それでは、私から回答内容などにつきまして、ご説明いたします。

今回 33 件と件数が多いことから、採用あるいは一部採用したものを報告させていただき、それ以外のは資料の配布をもって報告に代えさせていただきますと思います。なお、本内容は決定前のものであり、今後正式に決裁に回すものです。資料 2 ページをご覧ください。

2 ページの意見 No 5、原案 11 ページ基本方針 1 の 11 行目の記載についてです。「手話・脱炭素に向けた取組」という記載を、脱炭素の定義を説明してはどうかというご意見でした。「脱炭素」や「カーボン・ニュートラル」といった用語は、一般に正確にその意味が知れ渡っているとは言えないと判断し、用語解説の欄に「脱炭素」に関する説明を追加いたします。

続いて、4 ページの意見 No19、原案 30 ページの施策 24「生涯学習の推進」の成果指標に関して、「社会教育団体」を「社会教育関係団体」と記載してはどうかという意見です。通常の業務でも「社会教育関係団体」と表現することが多く、また、より広い範囲の団体を対象とできることから、「社会教育関係団体」と修正いたします。

続いて、5 ページの意見 No21、原案 10 ページから 12 ページにかけて「ウェルビーイング」という用語が 4 回出てくるが、その意味が分かりづらいという趣旨のものです。ウェルビーイングという概念は、1946 年に WHO 世界保健機構が憲章の中で言及したことで、一般に認知されたと言われてはいますが、日本では比

較的最近に広がった概念です。令和3年度の成長戦略実行計画において、「国民が well-being を実感できる社会の実現」という文言が出てきて、これ以降、国の様々な計画や施策に登場することとなります。令和5年度から9年度を計画期間とする国の「教育振興基本計画」や北海道の「教育推進計画」においても中核に据えられている概念であり、教育プランにおいても言及は必要と考えております。

一方、その意味するところを理解するのが難しい概念であることは指摘のとおりであるため、資料編の「ウェルビーイング」の用語説明をもう少し丁寧に説明するよう修正します。

以上が採用となった3件の意見の説明です。教育委員のみなさまにおかれましても、回答内容にご意見がございましたら、大変短い期限で恐縮ですが、1月30日までに事務局宛ご連絡いただければと思います。

つづきまして、資料8ページからは、大人向けのパブリックコメントと同時並行して行ったこども向け意見聴取に寄せられた意見及びその回答案になります。

今回のこども向け意見聴取の手続きは、教育プランの「やさしい版」を作成し、その閲覧及び意見提出をお願いするチラシを学校の協力の下、データ配布いたしました。そして、一人一台端末から意見の提出を受けたものになります。

意見の提出数としては45件、ただし、うち4件は回答を要しないものと考えられ、実質的な意見としては41件となっています。なお、いただいた意見について、明らかな誤字・脱字は修正しておりますが、基本的には原文のまま掲載しております。

回答の作成にあたっては、教育大綱を作成している企画政策部政策担当、こどもビジョンを作成している子育て推進部子ども政策課と協議の上、①ひとつひとつの意見に回答すること、②「採用」「不採用」といった結果は示さないこと、を共通のルールとしております。

こちらについても、資料の配布をもって報告と代えさせていただきたいと思っております。また、本内容は決定前のものであり、今後正式に決裁に回すものです。教育委員のみなさまにおかれましても、回答内容にご意見がございましたら、同じく1月30日までに事務局宛ご連絡いただければと思います。みなさまからの意見を反映した上で、2月5日開催の総合教育会議でも、パブリックコメント及びこどもの意見聴取手続きについて、報告する予定となっております。以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

(佐々木教育長)

私から一つ確認ですが、こどもの意見に採用、不採用を示さないというのは、どういう主旨ですか。単純に「いいと思います」という感想についてはいいと思いますが、「こうした方がいいと思います」という原案修正についての意見がいくつあったと思いますが、良いとも悪いとも言わないのはどうでしょうか。

(市川主査)

政策担当と子ども政策課との協議では、まず不採用と示すと、意見を出してくれたこどもががっかりすると考え、不採用とは示さないこととなりました。

個々の意見に回答しているのは、自分の意見に回答があれば、また次も意見をしてくれるかもしれないという狙いです。

採用することを示すかどうかについて、意見が分かれたところです。採用について、すべてを精査できておりませんでした。掲載済みのものが殆どでした。そのため、採用というより、「計画のこういうところにご意見の主旨が反映されていますよ」ということを記載してはどうかという意見が出ていましたが、三課の協議の中で合意に至ることができず、今回このような共通ルールとしております。

(佐々木教育長)

不採用と言わないということがどうなのかということですが。質問なり、こどもの意見に対して、正対していない感じがしますが。

(中西部長)

基本的に、回答は全て受け止めるという前提の回答ですので、結果的に否定的な回答は無いです。

(佐々木教育長)

三課で協議の上、結論が出たということですので、今後も議論を深めてもらいたいですが、「良いね」と言いつつ何も変わりませんという意見の扱いは、こども権利条例で示されているこどもの意見の反映とは違うと思います。「ダメなところはダメ」ときちんと言った上で、こどもと議論をするのが、一人の人間としてきちんと受け止めていることになるとと思います。要望として、そこをもう少し議論で深めていただきたいです。

(笠井課長)

今回の取りまとめ手法については、先立って行われたこどもの権利条例の取

りまとめ方を参考にしつつ、三課で協議してこのかたちとなりましたが、こどもの意見の募集について、取組みをスタートして間もないということもありますので、教育長からのご意見等も踏まえ、今後どのようなやり方がいいか、引き続き検討しながら改善しつつ取組んでいければと考えております。

(佐々木教育長)

よろしく申し上げます。

(佐々木教育長)

他にございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項②を了解ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

次に、報告事項③ 次期石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメントの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

(工藤主査)

私から、次期石狩市民図書館ビジョン（原案）のパブリックコメント実施結果についてご説明します。

パブリックコメントは、昨年12月16日から本年1月17日まで実施し、2名の方から7件の意見をいただき、採用したものが1件、記載済みが1件、その他が5件となっております。

いただいたご意見の多くは、図書館サービスの更なる充実に関する内容と捉えていますので、市民図書館、分館、学校図書館で業務にあたっている司書と情報共有させていただき、サービス向上に取り組みたいと考えています。私からは以上です。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項③を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。

次に、報告事項④ 第5期石狩市こどもの読書活動推進計画(原案)のパブリックコメントの実施結果について、事務局より説明をお願いします。

(工藤主査)

私から、第5期石狩市こどもの読書活動推進計画(原案)のパブリックコメントの実施結果についてご説明します。

パブリックコメントは、昨年12月16日から本年1月17日まで実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

パブリックコメントとは別に、こどもの意見を聞くため、市内小中学校の図書館に、こども向けに分かりやすく解説した計画(原案)を掲示し、意見を募集したところ、小学校1年生から中学校3年生までの計25名から意見をいただきました。

内容につきましては、図書館での取組等について「良いと思う」など肯定的な意見が多かったですが、学校図書館への要望・アイデア等もありましたので、学校図書館司書と情報共有し、実施に向けて検討していきたいと考えています。

こどもたちには個別の回答をしません。寄せられた意見に対する回答をつけて、学校図書館に掲示したいと考えています。

以上で「第5期石狩市こどもの読書活動推進計画(原案)のパブリックコメントの実施結果について」の説明を終わります。

(佐々木教育長)

ただいま、事務局から報告がありましたが、この件について、ご質問等ありま

せんか。

(鈴木委員)

回答が、こどもにも分かりやすく書かれていて、とてもいいと思いました。

(佐々木教育長)

他にありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長)

ご質問等がないようですので、報告事項④を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長)

ご異議なしと認め、報告事項④を了解しました。
以上で、日程第4 報告事項を終了します。

日程第5 その他

(佐々木教育長)

次に日程第5 その他の議題を議題といたしますが、教育委員の皆さんから何かございますか。

【発言なし】

(佐々木教育長)

事務局からありませんか。

【案件なし】

(佐々木教育長)

ないようですので、以上で日程第5 その他の終了します。

日程第7 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長)

次回定例会については、2月5日の水曜日、午後4時30分からの開催を予定しております。よろしくお願い申し上げます。

(佐々木教育長)

以上をもちまして、公開案件は終了いたしました。
引き続き非公開案件の審議を行います。

【非公開案件の審議等】

閉会宣言

(佐々木教育長)

以上で、1月定例会の案件は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年教育委員会会議1月定例会を閉会いたします。

閉会15時10分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第1号 令和7年度一般会計予算について【非公開】

令和7年2月5日開催教育委員会会議2月定例会にて継続審議（質疑等省略）。

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年3月19日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 松尾 拓也